

信州大学シェアオフィス Nagano TEC 利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、内閣府地域中核大学イノベーション創出環境強化事業「Agri-transformation (農×)を実現する信州農×実践フィールド」により設置するシェアオフィス Nagano TEC(以下「本施設」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 本施設を利用できる者は、信州大学工学部(以下「工学部」という。)の学生、教員、職員、その他信州大学工学部長(以下「学部長」という。)が適当と認めた者とする。

(利用の申請と承認)

第3条 本施設の利用を希望する者は、所定のシェアオフィス利用申請書(別記様式)により学部長に申請するものとする。

2 学部長は、前項の申請があった場合、学科長会議において審議し、本施設利用の可否を決定する。

(利用の変更)

第4条 前条の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)がシェアオフィス利用申請書の記載事項を変更しようとする場合は、学部長に申請して、改めて承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認については、前条第2項の規定を準用する。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、この要領に定めるもののほか、「信州大学シェアオフィスの利用規約」を遵守するとともに、学部長の指示に従わなければならない。

(利用料)

第6条 使用料は別表のとおりとする。

(利用承認の取消し)

第7条 学部長は、次の各号の一に該当するときは、利用者の利用承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 利用者が第5条の規定に違反したとき。
- (3) 本施設の管理運営上重大な支障を生じさせたとき。
- (4) その他学部長が利用させることを不相当と認めたとき。

(設備の破損等)

第8条 利用者が、故意又は過失により設備等の破損、滅失又は汚損を生じさせたときは、速やかに学部長に届け出るとともに、原状回復に必要な費用を負担しなければならない。

(事務)

第9条 シェアオフィスの事務は、工学部総務グループ(研究支援係)において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、シェアオフィスの利用に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月5日から施行する。

信州大学工学部長 殿

年 月 日

信州大学シェアオフィス利用申請書

信州大学シェアオフィスの利用について、以下のとおり申請します。

1. 利用者	
氏名(ふりがな)	
利用者資格	<input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 職員
所属・学年/職位	学生の場合 学籍番号 _____
学内電話番号	<input type="checkbox"/> 内線() <input type="checkbox"/> 外線() <input type="checkbox"/> なし
自宅住所	
携帯電話	
e-mail	
2. 利用内容 ※申込時点で希望する利用内容をご記入ください。	
利用者区分	<input type="checkbox"/> 起業準備中 <input type="checkbox"/> 起業済(会社名:)
利用施設	<input checked="" type="checkbox"/> シェアオフィス Nagano TEC
利用設備等	<input type="checkbox"/> シェアオフィス <input type="checkbox"/> 会社登記
利用目的	<input type="checkbox"/> 起業に関する相談・情報収集 <input type="checkbox"/> 起業に向けた準備 <input type="checkbox"/> 企業活動(メインオフィス・サブオフィス) <input type="checkbox"/> その他()
試用の希望	利用可否の通知日までの試用を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
3. ビジネスパートナー	
シェアオフィスを利用中又は申請中(申請予定)の起業仲間がいれば、氏名を記載してください。	
4. 利用要領及び規約の遵守	
以下を確認し、チェックをお願いします。 本申請書の記載事項に虚偽はありません。また、シェアオフィスの利用(試用)にあたり、信州大学シェアオフィス Nagano TEC 利用要領、信州大学シェアオフィス利用規約及び利用の手引を遵守します。 <input type="checkbox"/> 上記について了承します。	

〈申込書提出先〉 信州大学工学部総務グループ(研究支援係)
〒380-8553 長野市若里4-17-1
TEL: 026-269-5404
E-mail : kougaku_kenkyu@gm.shinshu-u.ac.jp

※個人情報、利用申請の審査及び本施設の管理運用のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

(利用申請書・別紙)

起業に向けた抱負及び事業計画について

申請者: _____

1. 起業に向けた抱負 (なぜ、シェアオフィスを利用したいのか)	
2. 起業を考えている／起業している事業計画について	
<input type="checkbox"/> 事業プラン名 <input type="checkbox"/> 企業名	
起業の動機	
事業内容	
起業時期	<input type="checkbox"/> 予定 (年 月ごろ) <input type="checkbox"/> 年 月 設立済

※必要に応じて別添資料(10頁以内)を添付することができます。

別表(第6条関係)

シェアオフィス Nagano TEC

利用料等(本学の学生及び教職員)

施設・設備		利用料 (税込み)	起業準備中		起業済	
			学生	教職員	学生	教職員
1	オフィス		無料			
2	会社登記料金*	登記時	3,000円			

※ 社名板、シェアオフィスWebサイトへの掲載、事務手続等の手数料を含む。